

自立支援医療（育成医療）のごあんない

身体に障害のある児童、または、現在の状態をそのままにすると将来的に身体に障害を残すと認められる疾患のある児童について、確実な治療効果（障害の除去・軽減）が見込まれる手術等の治療を受ける場合に、必要な医療費の一部を給付する制度です。

◆ 対象者

次の①～③の要件を全て満たす方が対象となります。なお、世帯における所得区分が一定以上の場合、対象とならない場合があります。

- ① 18歳未満の児童で、保護者が仙台市に住所を有する方
- ② 自治体の指定を受けた育成医療の指定医療機関で治療する方
- ③ 身体に障害がある、または、現在の状態をそのままにすると将来的に身体に障害を残すと認められる疾患がある児童で、確実な治療効果（障害の除去・軽減）が見込まれる手術等の治療を受ける方

【 対象となる障害 】

1	視覚障害	5	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、もしくは直腸、小腸または肝臓の機能の障害によるもの
2	聴覚、平衡機能障害		
3	音声、言語、そしゃく機能障害	6	先天性の内臓の機能の障害によるもの
4	肢体不自由	7	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの

※対象となる障害や治療方法の詳細等は、かかりつけの医療機関へお問い合わせください。

◆ 申請手続き

原則として、治療開始前に申請が必要となります。手続きが遅れた場合は、医療費の給付が受けられないことがありますので、治療予定の方は必要書類をご用意のうえ、事前に担当窓口へ申請してください。

【 必要書類 】

- ① 自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書
- ② 自立支援医療費（育成医療）意見書 ※ 育成医療指定医療機関の医師が作成
- ③ 医療機関への通知の承諾書
- ④ 申請者の本人確認書類
※ 運転免許証等顔写真入りのもの1点、ない場合は保険証等本人確認できるもの2点以上
- ⑤ 対象児童及び同一の医療保険に加入している方全員のマイナンバーを確認できる書類
- ⑥ 健康保険証（コピー）
※ 国民健康保険、国保組合に加入の方・・・対象児童を含む加入者全員分
社会保険に加入の方・・・対象児童と被保険者分

【 裏面に続きます 】

【 以下の書類は該当する方のみ提出してください 】

- 市・県民税課税（非課税）証明書または特別徴収税額通知書等
 - ※ 申請書で市税情報等の調査・閲覧同意欄に同意する場合は不要です。
 - ※ 申請が1月から6月の場合は前々年分、7月から12月の場合は前年分の課税（非課税）証明書等を提出してください。
- 生活保護の受給証明書
- 特定疾病療養受療証
- 高額療養費が多数該当であることの証明
 - ※ 申請時点で、過去12か月間に高額療養費が3回以上該当した方
- 市町村民税が非課税の方で以下の手当等を受けている方はその一年の額がわかるもの
障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金・遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族共済年金
特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当

◆ 支給認定について

申請後に審査を行い、給付を決定した場合「自立支援医療（育成医療）受給者証」及び「自己負担上限額管理票」を発行します。医療機関ではお支払の際に「受給者証」と「自己負担上限額管理票」を提示してください。

なお、世帯における所得区分が一定以上で制度の対象外となる場合、申請は却下となります。ただし、申請が一度却下された方でも、次のいずれかの要件を満たす場合は受給対象となりますので、支給認定の申請手続きをしていただくようお願いいたします。

- ① 新たな年度の世帯における所得区分に基づく判定の結果、制度の対象となる時（判定の基になる市町村民税の情報については、毎年7月以降は新たな年度の情報により認定事務を行います。このため、所得判定で却下となった方でも、新たな年度の世帯における所得区分が制度の対象となる場合、7月1日以降に行う医療について、対象となります。）
- ② 毎月の医療行為を行った結果、「医療保険の多数該当者」になった方
- ③ 疾病の内容が「腎臓機能障害」、「小腸機能障害」、「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」、「心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）」、「肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）」に該当となった方

いずれも申請をもって認定事務を行いますので、早めに申請の手続きをお願いいたします。

◆ 変更等について

以下の場合には手続きが必要ですので、すみやかに担当窓口へご連絡ください。

- 再認定（認定期間以降も治療を継続）を受けるとき
 - ※ 再認定の場合は、支給認定期間が終了する前に申請願います。
- 住所や保険証などが変更になるとき
- 医療の具体的方針や医療機関が変更になるとき
- 受給者証や自己負担上限額管理票を紛失したとき
- 「世帯」の状況または、課税額等に変更があった場合

◆ 自己負担上限額について

世帯における所得区分に応じて、以下のようになります。

世帯における所得区分	月ごとの自己負担上限額	
	重度かつ継続以外	重度かつ継続
生活保護等受給世帯	0円（負担なし）	
市町村民税非課税世帯1（市町村民税が非課税で、収入が80万円以下）	2,500円	
市町村民税非課税世帯2（市町村民税が非課税で、収入が80万円を超える）	5,000円	
中間的所得1（市町村民税の所得割額が3万3千円未満）	5,000円	
中間的所得2（市町村民税の所得割額が3万3千円以上23万5千円未満）	10,000円	
一定以上の所得者（市町村民税の所得割額が23万5千円以上）	制度対象外	20,000円

※ 重度かつ継続の範囲について

① 疾病の内容が「腎臓機能障害」、「小腸機能障害」、「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害」、「心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）」、「肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）」の方

② 過去12か月間に高額療養費が3回以上該当した方

※ 「重度かつ継続」の方で特定疾病療養受療証をお持ちの方は、「一定以上の所得者」に該当する場合でも、自己負担上限額は1万円になります。

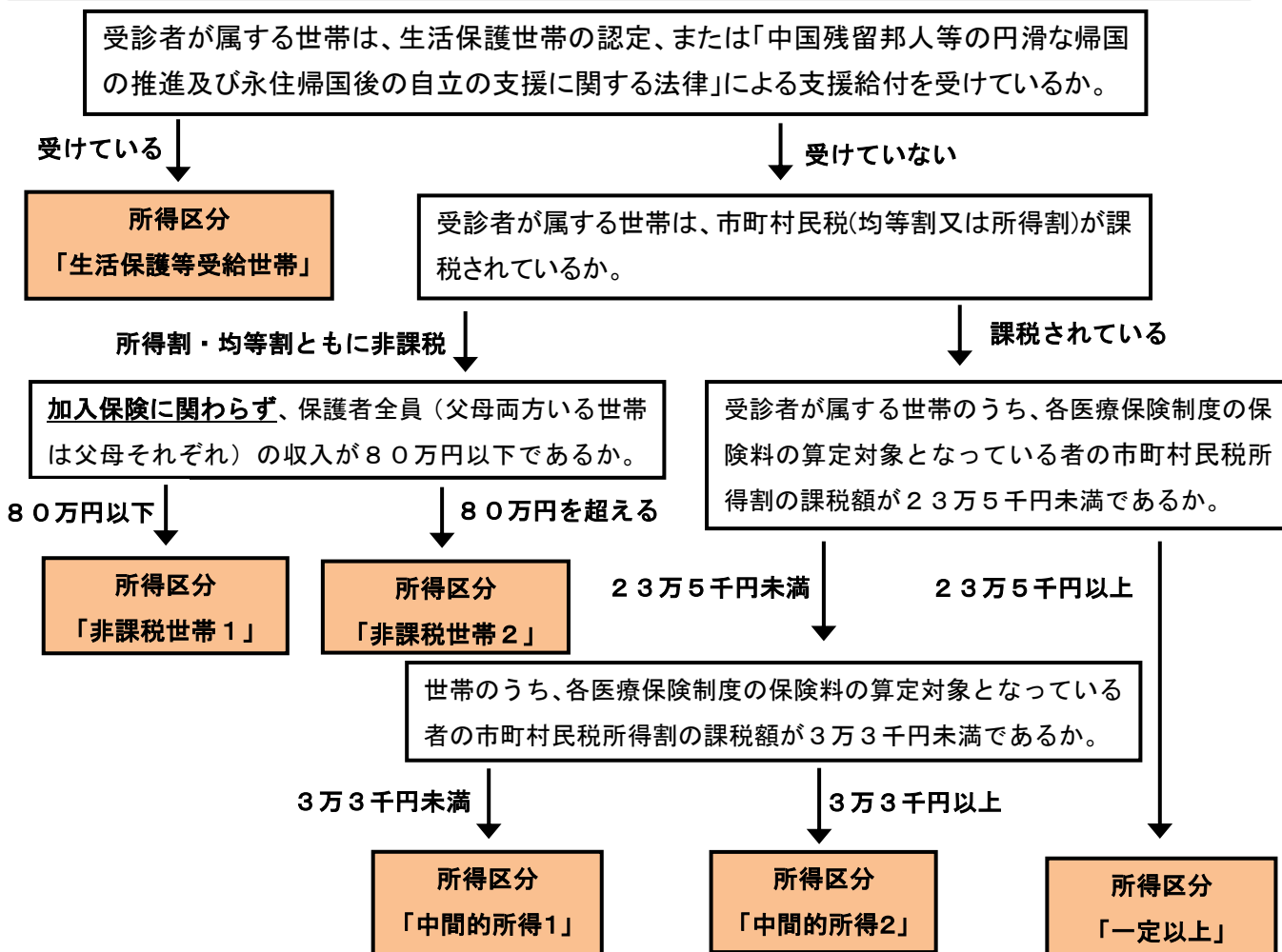
※ 健康保険適用外（入院中の食事療養費等）の費用については、育成医療の対象外となります。

【 所得区分の判定方法 】

● 世帯における所得区分

国民健康保険、国保組合に加入の方・・・被保険者の市町村民税所得割額を合算し、算定します。

社会保険に加入の方・・・被保険者の市町村民税所得割額で算定します。



◆ 治療用装具費の請求方法について

治療用装具費（コルセットや足底板等）は、装具費用の全額を一旦装具製作者に支払います。保険者に療養費の支給申請を行い、療養費の支給を受けた後、仙台市に育成医療分の支給申請を行ってください。（下図の「A」および「B」の部分。）ただし、「装具費の1割」または、当該月の「自己負担上限額－徴収済額」のうち、いずれか低い方の金額は自己負担となります。（「C」の部分。）

← 医療保険適用分治療用装具費 →		
「A」：保険者負担	「B」：育成医療	「C」：自己負担

【手続き方法（1→2の順に手続きをお取りください）】

1 保険者への手続き

（1）保険者へ療養費の支給申請をします。（「A」の部分。詳細は保険者へお問い合わせください。）以下の書類を添付して申請します。なお、育成医療の申請にも必要ですので、コピーを取っておいてください。

- 医師の診断書（治療のために装具が必要であるという内容のもの）・・・（コピーを保管①）
- 装具費の領収書（業者へ支払時に受け取ったもの）・・・（コピーを保管②）

（2）上記（1）の手続きから、1～2か月後に保険者から以下の証明書等が送付されます。

- 「支給決定通知書」または「支給額証明書」・・・③

※決定通知書、証明書などが送付されてきましたら、2の手続きとなります。

2 育成医療の手続き

担当窓口へ育成医療の支給申請をします。（「B」の部分。）以下の書類をご用意ください。

- 医師の診断書（コピー）・・・①
- 装具費の領収書（コピー）・・・②
- 「支給決定通知書」または「支給額証明書」（原本）・・・③
- 自己負担上限額管理票
- 治療用装具費支給申請書
- 治療用装具費等請求内訳書
- 請求書（振込口座が分かるものもお持ちください。）

担当窓口にあります。

【その他】

- 装具の作成（診断日）が受給者証の有効期間内であるもののみ、支給の対象となります。
- 上記1・2により支給された治療用装具費用は医療費控除および他の医療助成の対象とはなりません。
- 他の医療助成制度の対象となっている方は、自己負担分（「C」の部分）についてご相談ください。

担当窓口	住所	代表電話番号
青葉区役所 保育給付課 子育て給付係	〒980-8701 青葉区上杉1丁目5-1	022-225-7211
青葉区宮城総合支所 保健福祉課 保育給付係	〒989-3125 青葉区下愛子観音堂5	022-392-2111
宮城野区役所 保育給付課 子育て給付係	〒983-8601 宮城野区五輪2丁目12-35	022-291-2111
若林区役所 保育給付課 子育て給付係	〒984-8601 若林区保春院前丁3-1	022-282-1111
太白区役所 保育給付課 子育て給付係	〒982-8601 太白区長町南3丁目1-15	022-247-1111
泉区役所 保育給付課 子育て給付係	〒981-3189 泉区泉中央2丁目1-1	022-372-3111